

発光可変表示式広告物の手引きの改定について

1. 議事概要

本市では、令和 6 年 2 月に「鳥取市発光可変表示式広告物の手引き」（以下「手引き」という。）を策定し、発光可変表示式広告物（以下「デジタルサイネージ」という。）の許可申請などに対応してきました。

しかしながら、「令和 6 年度 中国・四国ブロック 屋外広告物担当者会議」及び「鳥取県屋外広告物の手引き」（令和 7 年 1 月版）において、デジタルサイネージの変更等に対する取り扱いが新たに示されたことから、取り扱いの一部見直しを行うとともに、「手引き」の改定を予定しています。

このことについて、条例第 30 条に基づき審議会の意見を伺うものです。

※手引きの位置づけ

屋外広告物法及び鳥取市屋外広告物条例の他、鳥取市景観形成条例、鳥取市景観計画に基づき、屋外で表示するデジタルサイネージの配慮・抑制事項として、広告物掲出（設置）者への解説及び、本市の助言の根拠として位置付けるものです。

2. 見直し項目

- デジタルサイネージの表示内容の変更等（コンテンツの変更・追加）に対する取り扱い

3. 見直し背景

- 「令和 6 年度 中国・四国ブロック 屋外広告物担当者会議」における意見交換 【参考資料 1】
- 「鳥取県屋外広告物の手引き」（令和 7 年 1 月版）の改定 【参考資料 2】
（デジタルサイネージの設置における推奨事項が追加された）

4. 見直し内容

現状	● 表示内容の変更等を行う場合は、その都度、<u>変更の許可申請が必要。</u> → 条例第 8 条第 1 項に定める「変更」に該当するものとして扱う。 ● 行政広報や観光情報などの公益に資するコンテンツ又は価格等の数字の変化等の軽微なものについては、<u>変更申請の対象外。</u> → 条例第 6 条に定める「適用除外」に該当するものとして扱う。
見直し(案)	● 表示内容の変更等を行う場合であっても、<u>変更の許可申請は不要。</u>（適用除外共） → 可変表示が可能なものとして扱う。

【参考資料 3】

5. 手引き改定までの工程

時期	内容
R6. 9. 4	「令和 6 年度 屋外広告物行政市町村担当者会議」 県内市町村と意見交換
R6. 11. 8	「令和 6 年度 中国・四国ブロック 屋外広告物担当者会議」 中四国地方の他自治体と意見交換
R6. 11. 14	鳥取県まちづくり課と意見交換
R6. 12. 9	見直し（案）の作成
R7. 1. 23	鳥取県まちづくり課と意見交換 ※「鳥取県屋外広告物の手引き」（R7.1 月版）について
R7. 3. 14 （現在）	「令和 6 年度 第 2 回鳥取市景観形成審議会」 手引きの改定（案）について意見を伺う
R7. 3 月下旬 （予定）	鳥取県広告美術協同組合、デジタルサイネージ設置業者への周知
R7. 4. 1 （予定）	手引きの改定 鳥取市公式ウェブサイトで公表予定

6. 参考資料

- （1）「令和 6 年度 中国・四国ブロック 屋外広告物担当者会議」における鳥取市の提案議題及び他自治体の回答一覧
- （2）「鳥取県屋外広告物の手引き」（令和 7 年 1 月版）【抜粋】
- （3）手引き（改定案）

団体名		(1) 表示内容の変更・追加に対して、その都度許可申請を求めているか？ ①求めている ②求めていない ③その他	(2) 許可申請（新規・変更時共）において、表示内容は何を用いて審査しているか？ ①動画データ ②画像データ ③その他	(3) 審査の基準は定めているか？（動き、照度、彩度、音の有無等） ①定めている ②定めていない ③その他	(4) 表示内容の変更後、現地確認を行っているか？ ①行っている ②行っていない ③その他
1	鳥取市	①求めている	②画像データ	①定めている	②行っていない
2	鳥取県	-	-	-	-
3	島根県	②求めていない	①動画データ、②画像データ	②定めていない	②行っていない
4	岡山県	-	-	②定めていない	-
5	広島県	-	-	-	-
6	山口県	①求めている	②画像データ	②定めていない	②行っていない
7	徳島県	-	-	-	-
8	香川県	②求めていない	-	②定めていない	②行っていない
9	愛媛県	-	-	-	-
10	高知県	①求めている	③書類・図面	②定めていない	②行っていない
11	松江市	②求めていない	③口頭又は書類	②定めていない	②行っていない
12	岡山市	②求めていない	③基準を遵守する誓約書	③基準を遵守する誓約書	②行っていない
13	倉敷市	②求めていない	②画像データ	②定めていない	②行っていない
14	広島市	②求めていない	③審査していない	②定めていない	②行っていない
15	呉市	②求めていない	②画像データ	②定めていない	②行っていない
16	福山市	②求めていない	③審査していない	②定めていない	②行っていない
17	下関市	②求めていない	②画像データ	②定めていない	②行っていない
18	高松市	②求めていない	③審査していない	②定めていない	②行っていない
19	松山市	②求めていない	②画像データ	③警察等への事前協議を求める	②行っていない
20	高知市	②求めていない	③放送一覧表	②定めていない	②行っていない

①求めている・・・3
②求めていない・・・12
③その他・・・5

合計 20団体

※各県は、申請業務を行っていないため未回答が多くなっている

※中四国エリアでは、変更等に対して変更申請を求めていない団体が多数だった（全体の60%）

※変更申請を求めない主な理由は、「可変表示のため、表示内容を確認できないため」、「表示内容の自由な変更を認めている」

鳥取県屋外広告物の手引き

令和7年1月改訂

鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課

～デジタルサイネージによる屋外広告物について～

近年のデジタル技術の進化や社会的ニーズの高まりから屋外ディスプレイ等の電子的な表示機器を用いた屋外広告物（デジタルサイネージ）が増加しています。

デジタルサイネージは、表示する情報の更新が容易で、タイムリーに情報伝達できるメリットがありますが、一方で「光（まぶしさ）」や「動画・音」等が景観や周辺環境に大きな影響を与えることが指摘されています。

このような背景をふまえ、デジタルサイネージの設置において周辺環境に配慮をしていただくよう、以下のとおり推奨事項等を示します。

○デジタルサイネージによる屋外広告物の設置における推奨事項

屋外広告物におけるデジタルサイネージについては、通常の屋外広告物に係る許可基準（P10～）を適用しますが、発光や映像を伴うデジタルサイネージの特徴による光害や道路交通等の周辺環境への悪影響が懸念されることから、以下のとおり推奨事項を示します。

これらの推奨事項を参考にデジタルサイネージ広告等を計画するとともに、設置後においても留意していただき、良好な景観形成を図っていただくようお願いします。

1 明るさ

- （1）環境省の「光害（ひかりがい）対策ガイドライン」を参考に、設置地域の環境及び景観に配慮して輝度を調整し、特に夜間におけるまぶしさの低減や影響の低減に努めてください。

夜間における広告物発光面の平均輝度の最大許容値（光害対策ガイドライン（環境省））

光環境類型		対象地域イメージ	最大許容値
E1	自然公園や里地等で、屋外照明設備等の設置密度が低く、本質的に暗く保つべき地域。	自然公園、自然景観地域、田園、里地など	50 cd/m ² ※cd：カンデラ
E2	村落部や郊外の住宅地等で、道路照明灯や防犯灯等が主として配置されている程度であり、周辺の明るさが低い地域。	郊外、田園、山間地域の集落、町、村など	400 cd/m ²
E3	都市部住宅地等で、道路照明灯・街路灯や屋外広告物等がある程度設置されており、周囲の明るさが中程度の地域。	都市の周辺、都市周辺住宅地、市街地（工業地域）など	800 cd/m ²
E4	大都市中心部、繁華街等で、屋外照明や屋外広告物の設置密度が高く、周囲の明るさが高い地域。	都市中心部、繁華街、商店街、オフィス街など	1,000 cd/m ²



各光環境タイプのイメージ（出典：光害対策ガイドライン（環境省））

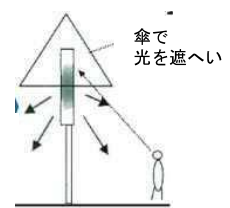
- (2) 鳥取県星空保全条例による星空保全地域においては、各地域における星空保全照明基準を参照し、遵守してください。

星空保全地域
鳥取市佐治町、若桜町、八頭町、倉吉市関金町、日南町、日野町、江府町

広告物照明器具に関する星空保全照明基準（デジタルサイネージに関わる部分の抜粋）

広告物照明器具	照射の方向	広告物本体が発光する場合※又はその内部が発光する場合においては、その縁が広告物の中心よりも低い位置となるよう広告物の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること。
	輝度	広告物の表面の輝度は、400cd 毎平方メートル以下とする。

※広告物本体が発光する場合のイメージ



- (3) 周辺環境や居住者、生活者等へ与える影響を考慮し、デジタルサイネージは、設置後も輝度を調整できる仕様にするのが望ましいと考えられます。

2 点滅・動き

画面の切り替えは可能な限り緩やかなものとし、激しい点滅や動きは避けるよう配慮してください。

（参考）アニメーション等の映像手法に関するガイドラインにおける注意事項（日本放送協会、一般社団法人日本民間放送連盟）

- ・映像や光の点滅は、1秒間に3回以内
- ・コントラストの強い画面の反転は1秒間に3回以内

3 色彩

地色に明度の高い「白色」を用いると輝度が上がり、まぶしく感じるとともに見え難くなることがあるため、地色は「オフホワイト」や「アイボリー」とする等の配慮をしてください。

また、赤や青、黄色などの彩度の高い色の使用は最小限とし、周辺環境に配慮してください。

4 音

住宅が立ち並ぶ地域（住居系の地域など）では、原則として音は発生させないこととしてください。

音を発生させる場合においても65dB（デシベル）を超えない程度の大きさとするなど、周辺環境に十分配慮してください。

※1 鳥取県公害防止条例における拡声器騒音の規制基準における商業系地域の基準・環境基本法上の環境基準における幹線交通を担う道路に近接する空間の基準：70dB

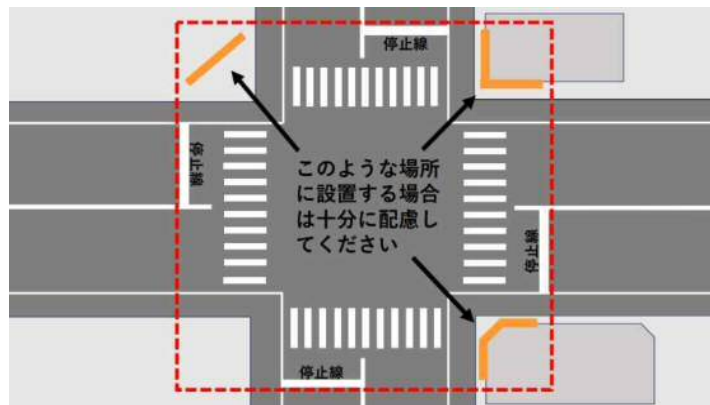
※2 60dBは「普通の声」、70dBは「大きな声」と言われており、65dBはその間になります。



地方都市・山村部の騒音の目安（出典）全国環境研協議会 騒音調査小委員会

5 道路交通上の配慮

デジタルサイネージによって、自動車を運転される方の不注意を招いたり、信号等を誤認する恐れがあるなど、信号機付きの交差点付近への設置は重大事故につながる可能性があるため、特に下図の範囲に設置する場合は十分に配慮してください。



また、交差点付近へデジタルサイネージを計画される場合は、事前に設置場所を管轄する警察署に相談すること等により、道路交通安全の確保に努めてください。

6 その他

デジタルサイネージの光が影響を及ぼすと考えられる事業所や近隣住民には事前に説明し、理解を得るなどして設置後のトラブルを回避するよう努めてください。
また、設置後の苦情・問い合わせに誠実に対応することとしてください。

○デジタルサイネージによる屋外広告物の設置許可手続き

屋外広告物におけるデジタルサイネージの設置に係る許可を申請する場合には、以下のとおり設置場所の市町村が定める申請書及び添付書類のほか、デジタルサイネージの仕様及び県推奨事項に対する確認状況がわかる資料等を添付してください。

※以下は例示ですので、具体的な添付書類については申請先の市町村に御確認ください。

1 新規申請時の基本的な申請書類

- (1) 屋外広告物表示許可申請書
- (2) 屋外広告物の仕様書及び図面
- (3) 付近見取図及び配置図
- (4) 表示（設置）場所が他人の所有又は管理に属するときは、それらの者の許可、認可、承諾等を得たことを証する書類
- (5) チェックシート（県推奨事項への適合性の確認）
- (6) 表示（映像）内容及び色彩を表す資料（画像等）
- (7) その他（表示面積計算表等）

一般の屋外広告物の申請で
必要となる提出書類

2 変更申請時の申請書類

- (1) 屋外広告物表示変更許可申請書
- (2) 新規申請時（直近の変更申請時）の添付書類のうち、変更となるもの

3 許可の変更申請が必要となる場合

デジタルサイネージの表示内容を変更（表示コンテンツの追加・変更・削除）する場合は、変更許可申請は不要です。ただし、鳥取県屋外広告物条例の第2種制限地域以外の地域における大型広告物（広告物の上端の位置が地上から10メートルを超え、かつ、表示面積が30平方メートルを超える広告物）は、表示内容の彩度を確認する必要があるため、変更許可申請が必要です。

※第2種制限地域：制限地域のうち都市計画法第8条第1項の規定により、近隣商業地域、商業地域、準工業地域又は工業地域に定められた地域

鳥取市

発光可変表示式広告物の手引き (案)



令和6年2月

令和7年4月改定

鳥 取 市

内容

第1章	発光可変表示式広告物の手引きについて	- 1 -
(1)	発光可変表示式広告物とは.....	- 1 -
(2)	手引きの目的	- 1 -
(3)	手引きの位置付け.....	- 2 -
第2章	発光可変表示式広告物のルール ～景観・風致・公衆に対しての配慮・抑制事項～	- 3 -
(1)	掲出を禁止・抑制する地域について	- 3 -
(2)	表示面積の抑制について	- 4 -
(3)	設置の高さについて.....	- 5 -
(4)	設置形態について.....	- 5 -
(5)	明るさ、まぶしさに関する配慮について.....	- 5 -
(6)	点滅、動き（速度）に関する配慮について.....	- 5 -
(7)	色彩に関する配慮について.....	- 5 -
(8)	表示内容について.....	- 5 -
(9)	夜間の時間帯に関する配慮について	- 5 -
(10)	道路、信号機付近への設置に関する配慮について.....	- 5 -
(11)	音に関する配慮について	- 5 -
(12)	近隣への配慮について.....	- 5 -
第3章	公益性、公共性を有する広告物への緩和措置.....	- 6 -
(1)	公益性、公共性を有するコンテンツの取扱いについて	- 6 -
(2)	プロジェクションマッピングについて.....	- 6 -
第4章	留意事項 ～ 設置を検討している方へ ～.....	- 6 -
(1)	事前協議について.....	- 6 -
(2)	表示内容を変更する場合の許可申請について	- 6 -
(3)	鳥取市景観形成審議会への諮問について	- 6 -
(4)	関係機関への事前協議について.....	- 6 -
(5)	その他の留意事項.....	- 7 -

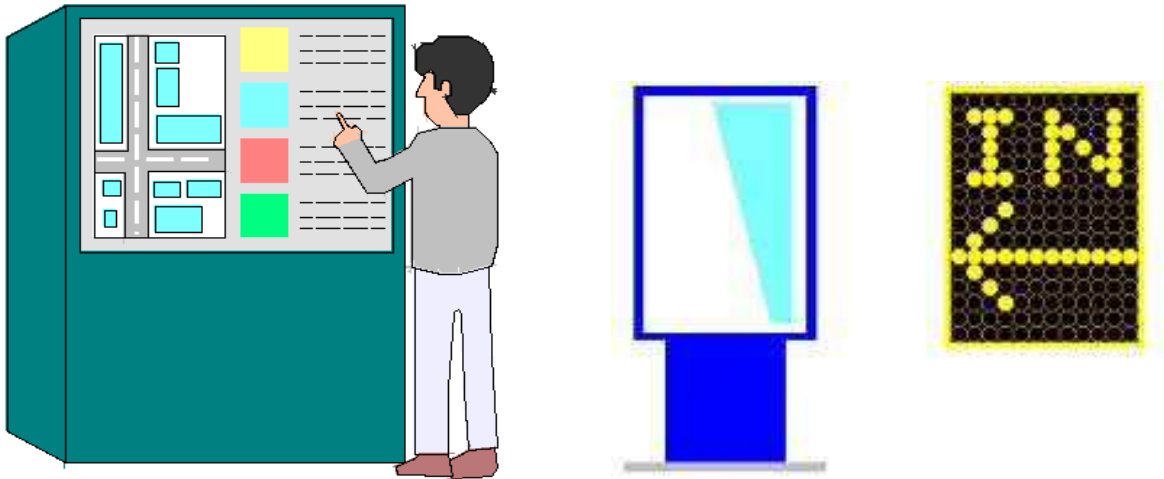
《問い合わせ先》 鳥取市 都市整備部 都市企画課 都市計画係（屋外広告物担当）
〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町7 1 番地
電話番号 0857-30-8342 ファックス番号 0857-20-3953
E-mail tosikikaku@city.tottori.lg.jp

第1章 発光可変表示式広告物の手引きについて

(1) 発光可変表示式広告物とは

屋外ビジョンなどの自らを発光または照射して表示する広告物のことを指し、デジタルサイネージなども含まれます。

(例：デジタルサイネージ、電光掲示板、プロジェクションマッピング など)



(2) 手引きの目的

本市では、屋外広告物法（以下「法」という。）の規定に基づき鳥取市屋外広告物条例（以下「条例」という。）を定めています。この条例は、屋外広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持管理などについて必要な規制を行うことにより、良好な景観、風致の維持及び公衆に対する危害を防止することを目的としています。

近年では、社会情勢の変化や技術の進歩により、光や動きを活用したデジタルサイネージなどの発光可変表示式広告物の設置が増加傾向にあります。これらは多様な表現が可能であり経済効果が見込まれるものですが、一方で法や条例において光・動き・音等に関する規定が示されていないことから、新たにルールを定めなければ景観・風致・公衆に対して悪影響を及ぼす恐れがあります。

また、情報を必要としていない人に対して強制的に情報を与えてしまう側面もあり、様々な配慮が必要であると考えます。

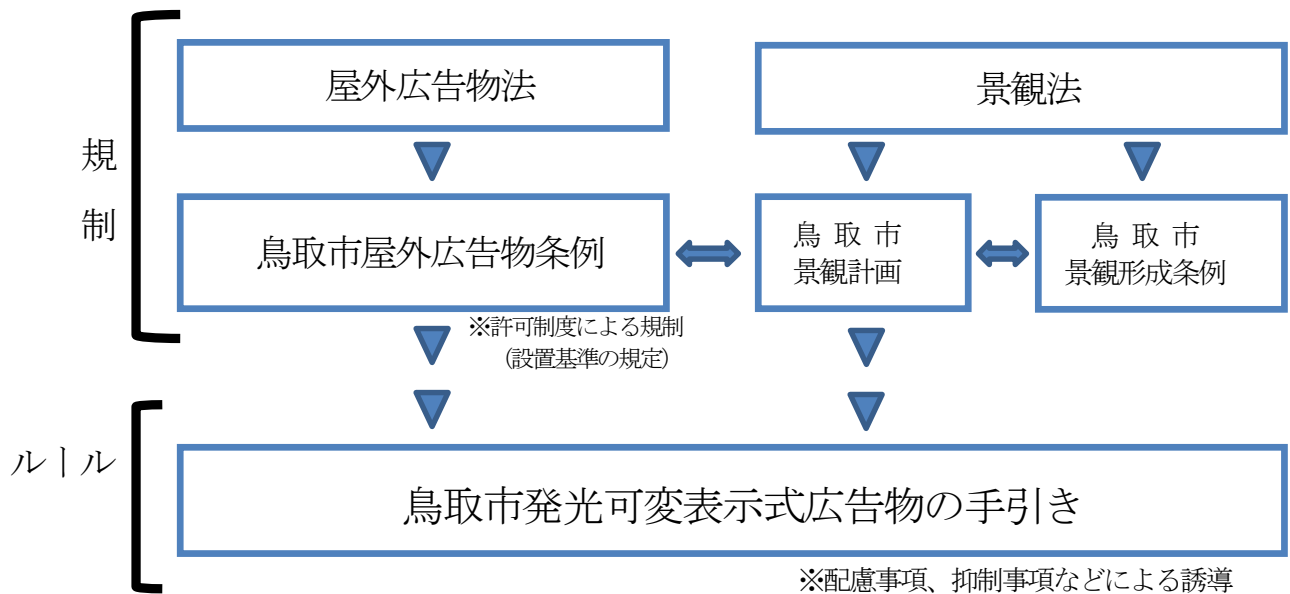
そこで本市は、地域の発展と、良好な景観形成・良好な住環境の保全を両立するため、新たなルールとして、発光可変表示式広告物に対する配慮・抑制事項を「鳥取市発光可変表示式広告物の手引き」（以下「手引き」という。）に定め運用することで、秩序あるまちの景観形成を目指します。

なお、手引きは運用後であっても、必要に応じて見直しすることとします。

(3) 手引きの位置付け

手引きは、屋外広告物法、鳥取市屋外広告物条例、鳥取市景観形成条例、鳥取市景観計画に基づき、屋外で表示する発光可変表示式広告物の配慮・抑制事項として、広告物掲出(設置)者への解説及び、本市の助言の根拠として位置付けるものです。

本市で発光可変表示式広告物の掲出(設置)を検討する際は、手引きを活用していただき、今後の本市における地域の発展と良好な景観形成の一翼を担っていただけることに期待します。



(1) 掲出を禁止・抑制する地域について

発光可変表示式広告物の掲出を禁止・抑制する地域は次の①から③とする。

(これらの地域では設置・掲出を控えてください)

① 鳥取市屋外広告物条例で定める禁止地域

- 国宝、重要文化財、県指定保護文化財の周囲50m以内の地域
- 古墳、墓地
- 市長が指定する道路の沿線500m以内の地域（展望の可否を問わず避けること）
- 湖山池周辺200m以内の地域（市長が指定する地域を除く）
- 空港から200m以内の地域（展望の可否を問わず避けること）

② 鳥取市景観計画で定める景観形成重点区域（次の4区域）

- 久松山山系景観形成重点区域
- 湖山池景観形成重点区域
- 因幡白兔景観形成重点区域
- 鹿野城下町景観形成重点区域

③ 都市計画法で定める住居系の用途地域、市街化調整区域

住居系用途地域とは、都市計画法に規定する用途地域のうち【第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域】をいう。

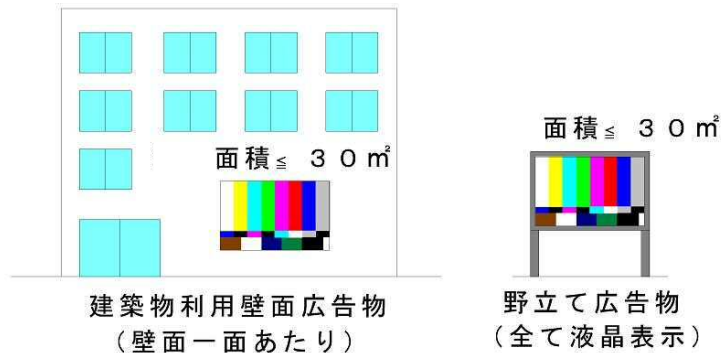
ただし、③については自家用広告物に限り、表示面積を2㎡以下とし、かつ近隣からの理解が得られた場合に限り適用を除外するが、設置後であっても近隣からの改善要望があった場合は必要な措置を講じること。

(2) 表示面積の抑制について

- 都市計画法に規定する用途地域により3つのエリアに分け、表示面積の上限を次の表のとおりとする。

● 商業地域、近隣商業地域・・・30㎡/面以下

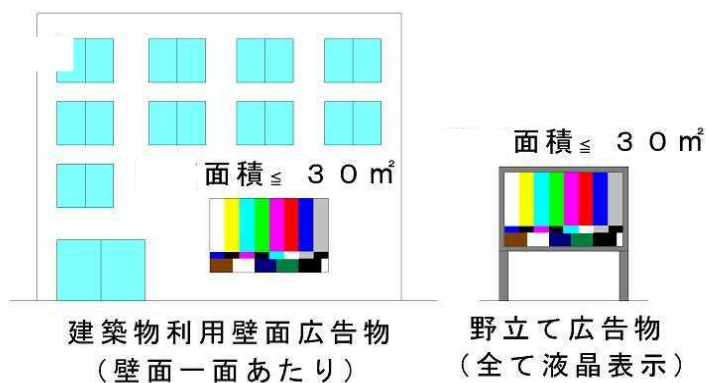
自家用広告物・非自家用広告物 共



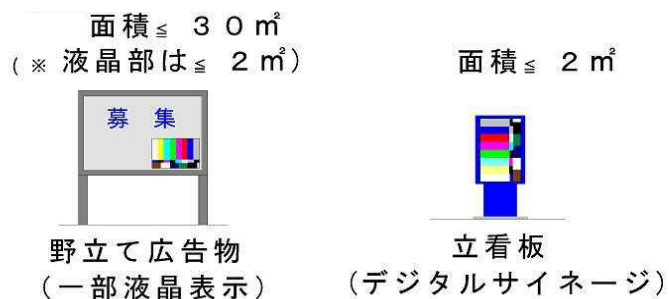
● 工業地域、工業専用地域、準工業地域・・・自家用広告物は30㎡/面以下 非自家用広告物は2㎡/面以下

★ 近隣商業地域、工業地域等 参考図

自家用広告物



非自家用広告物



● 上記以外の地域(用途地域が定められていない地域もここに含む)・・・2㎡/面以下

(3) 設置の高さについて

- ・ 原則、鳥取市屋外広告物条例、同施行規則で定める高さ基準値以下であり、かつ鳥取市景観計画で定める規模要件未満の高さ（届出対象とならない高さ ※1）とする。
（※1…野立て広告物、建築物利用屋上広告物共に地面から1.3m以下）

(4) 設置形態について

- ・ 建物の壁面に設置する場合、著しく突出しないようにする。
- ・ 周辺景観、まちなみへ配慮し、奇抜な形状は避け、周辺の景観に調和するよう努める。

(5) 明るさ、まぶしさに関する配慮について

- ・ 周辺の景観に配慮し、明るさを抑え、まぶしさの低減に努める。
- ・ 『光害対策ガイドライン（環境省）』を参考とし、輝度、表示時間帯などに配慮する。
- ・ 夜間（日の入りから日の出）の輝度は800cd/m²以下とし、眩しさの低減に努める。
- ・ 鳥取市佐治町（星空保全地域）においては、鳥取県星空条例に定める星空保全証明基準を遵守すること。

(6) 点滅、動き（速度）に関する配慮について

- ・ 過度な点滅や激しい動きを避け、ゆっくりとした動き、切り替えとする。

(7) 色彩に関する配慮について

- ・ 派手な高彩度色、地色の白は控える。

(8) 表示内容について

- ・ 表示内容については他の法令や条例などに抵触しないよう遵守する。
参考法令：著作権法、民法、個人情報保護法、景品表示法、鳥取県青少年健全育成条例 ほか

(9) 夜間の時間帯に関する配慮について

- ・ 夜中から早朝の表示は控えるよう努める。

(10) 道路、信号機付近への設置に関する配慮について

- ・ 道路標識や信号機を障害、誤認させる位置、色彩、発光、動きを避ける。
- ・ 必ず警察署・道路管理者に意見を聴き、助言・指導を受けた場合は遵守する。

(11) 音に関する配慮について

- ・ 近隣への配慮や、視覚障がい者用の音声誘導設備の音を障害しないための配慮として、原則、音を発生させない。

(12) 近隣への配慮について

- ・ 光の強さ等が影響する範囲を調査し、近隣への事前説明を行い、理解を得ること。
- ・ 設置後、近隣や市民から苦情・要望などがあつた場合は真摯に対応すること。

第3章 公益性、公共性を有する広告物への緩和措置

~~(1) 公益性、公共性を有するコンテンツの取扱いについて~~

~~防災・緊急情報、天気予報、時刻、社会ニュース、行政広報、観光情報、地域イベント情報、各種団体の広報（非営利目的）などの公益に資するコンテンツについては許可（変更含む）を受けなくても表示できる（適用除外 ※2）ものとして取り扱う。~~

~~（※2…鳥取市屋外広告物条例第6条第1項第4号に該当するものとして考える）~~

~~(2) (1) プロジェクションマッピングについて~~

第2章の(2)で表示面積は最大で30㎡としているが、まちの活性化などに資するイベントのためや、公共性、公益性を有し期間限定で表示するものについては、近隣や地域、関係団体などの理解を得られる場合に限り、表示面積の上限は設けない。なお、表示面積の規模は近隣・地域・関係団体などと協議のうえ決定すること。

第4章 留意事項 ～ 設置を検討している方へ ～

(1) 事前協議について

- ・ 新規で設置される場合は必ず事前協議をしてください。（目安：設置の90日前までに）
- ・ 「事前協議チェックシート」に基づいて配慮・抑制事項等を確認します。
（許可申請をされる際に事前協議チェックシートを提出して頂きます）
- ・ 表示場所や掲出方法などにより、協議に多くの日数を要する場合があります。

(2) 表示内容を追加・変更する場合の許可申請について

- ・ 表示内容を追加・変更しようとする場合の変更許可申請は不要です。はその都度、事前の屋外広告物変更許可申請が必要です。
~~ただし、事前協議により認められた場合に限り、目立ち、価格等の数値の変化などの軽微な変更は対象外とします。~~

(3) 鳥取市景観形成審議会への諮問について

- ・ 鳥取市屋外広告物条例、同施行規則による規定及び本手引きの配慮・抑制事項を遵守しているか否かにかかわらず、良好な景観・住環境などに大きな影響を及ぼす恐れがあると判断した場合は、鳥取市景観形成審議会に意見を諮ることがあります。

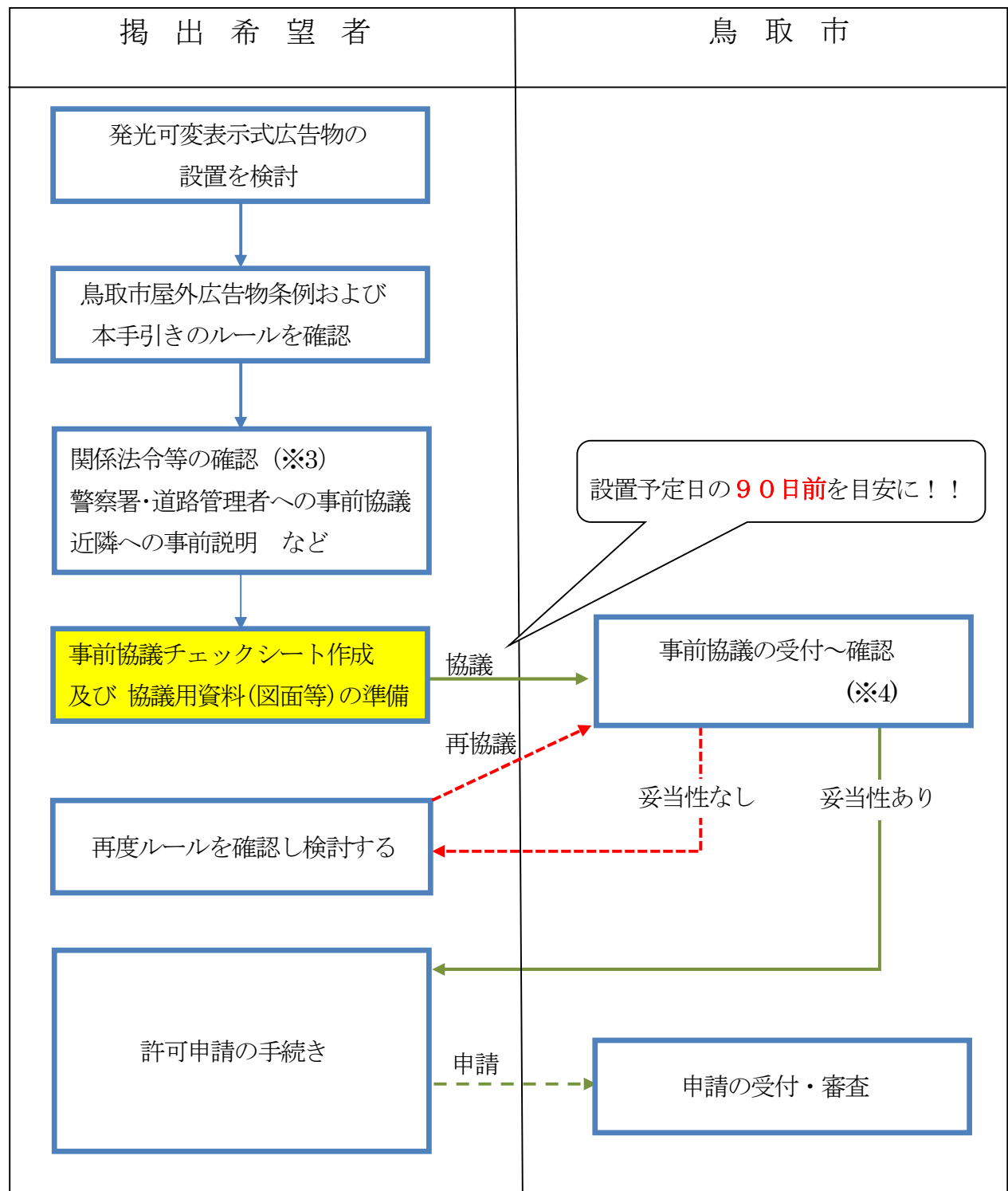
(4) 関係機関への事前協議について

- ・ 道路・信号機付近に設置する場合は、必ず警察署・道路管理者に事前協議を行ってください。
- ・ 他の法令等により制限や配慮が求められる場合がありますので、関係機関に事前協議を行ってください。（参考法令：道路法、建築基準法、風俗営業法、鳥取県公害防止条例 など）
 - ※ 他の法令に抵触するか否かについては設置者または設計・施工者が調査してください。
 - ※ 許可申請時には関係機関と事前に協議した内容が分かる議事録など（説明資料含）の提出をお願いします。

(5) その他の留意事項

- 掲出（表示）を開始してから、輝度調整や時間調整などをお願いする場合があります。

第5章 許可申請までの流れ



(※3… 道路法、建築基準法、その他法令により、鳥取市屋外広告物条例とは別に許可などの手続きが必要な場合があります。)

(※4… 必要に応じて鳥取市景観形成審議会へ諮る場合もありますので、あらかじめご承知ください。また、現地での立合いをお願いすることもあります。)

【新規で申請する場合】

- ① 屋外広告物表示許可申請書 【様式第1号】
- ② 図面（形状、寸法、材料その他構造に関する事項が記載されていること）
- ③ 仕様書（時間帯又は照度センサーにより輝度調整できることが確認できること）
- ④ 付近の見取図
- ⑤ 配置図
- ⑥ コンテンツ一覧表（表示内容または社名等をタイトルとする）
- ⑦ タイムスケジュール表
- ⑧ 映像内容及び色彩を表す図面（1コンテンツあたり、3以上の画像をA4用紙1枚にまとめてください）
- ⑨ 警察署、道路管理者、そのほか関係機関との事前協議議事録（説明資料含む）
- ⑩ 近隣に対し事前説明を行ったことがわかる書類
- ⑪ 発光可変表示式広告物 事前協議チェックシート
- ⑫ 表示（設置）場所が他人の所有又は管理に属するときは、それらの者の許可、認可、承諾等を得たことを証する書類
- ⑬ その他（表示面積計算表等）

~~【表示内容を追加・変更する場合】~~

- ~~① 屋外広告物表示変更許可申請書 【様式第2号】~~
- ~~② コンテンツ一覧表（表示内容または社名等をタイトルとする）~~
- ~~③ 追加または変更する映像内容及び色彩を表す図面
（1コンテンツあたり、3以上の画像をA4用紙1枚にまとめてください）~~

~~※表示内容以外の変更事項がある場合は追加資料を求める場合があります。~~

協議者名（企業名＋氏名）	
協議者住所（企業住所）	
電話番号	

掲出予定の広告物について、物件情報の記入および☑をしてください。

掲出住所			
許可地域の種類	☐ 第1種許可地域 ☐ 第2種許可地域 ☐ 禁止地域 ☐ 市長が指定する道路・鉄道の沿線200m～1000以内の地域 ☐ その他の地域		
用途地域	☐ 商業 ☐ 近隣商業 ☐ 工業 ☐ 準工業 ☐ 工業専用 ☐ その他の地域		
景観計画区域	☐ 市域全域 ☐ 久松山山系景観形成重点区域 ☐ 湖山池景観形成重点区域 ☐ 因幡白兔景観形成重点区域 ☐ 鹿野城下町景観形成重点区域		
表示面積	m ²	設置高さ（最高高さ）	m
広告物の種類	☐ 野立て広告物 ☐ 建物利用壁面広告物 ☐ 立看板 ☐ 他（ ）		
添付資料	☐ 地図 ☐ 配置図 ☐ 平面図 ☐ 意匠図 ☐ コンテツ一覧 ☐ 他（ ）		

次に示す手引きの内容を確認し、掲出物件に反映してください。（※確認されましたら、☑をしてください）

☐ 手引きで示す掲出を禁止・抑制する地域、表示面積、設置高さについて、計画に反映する。

☐ 建物の壁面に設置する場合、著しく突出しないようにする。

☐ 周辺景観、まちなみへ配慮し、奇抜な形状は避け、周囲の景観に調和するよう努める。

☐ 周辺の景観に配慮し、明るさを抑え、まぶしさの低減に努める。

☐ 『光害対策ガイドライン（環境省）』を参考とし、輝度、表示時間帯などに配慮する。

☐ 夜間（目安：日の入りから日の出）の輝度は800cd/m²以下とし、眩しさの低減に努める。

☐ 過度な点滅や激しい動きを避け、ゆっくりとした動き、切り替えとする。

☐ 派手な高彩度色、地色の白は控える。

☐ 表示内容については他の法令や条例などに抵触しないよう遵守する。

☐ 夜中から早朝の表示は控えるよう努める。

☐ 道路標識や信号機を障害、誤認させる位置、色彩、発光、動きを避ける。

☐ 必ず警察署・道路管理者に意見を伺い、助言・指導を受けた場合は遵守する。

☐ 原則、音を発生させない。

☐ 光の強さ等が影響する範囲を調査し、近隣への事前説明を行い、理解を得る。

☐ 設置後、近隣や市民から苦情・要望などがあった場合は真摯に対応する。

☐ 掲出開始後、市から輝度調整や時間調整などの依頼があった場合は適宜対応する。

☐ ~~表示内容を追加・変更する場合はその都度、届出屋外広告物変更許可申請が必要であることを確認した。~~
~~（事前協議により認められた場合に限り、日にち、価格等の数値の変化などの軽微な変更は対象外）~~

☐ 許可申請時には、各関係機関と事前に協議した内容が分かる議事録など（説明資料含）の提出をする。

特記事項

鳥取市からの助言